

予防技術資格者の認定及び配置要綱

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 12 月 10 日一部改正

平成 30 年 6 月 6 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

1 目的（趣旨）

予防業務は、高度化、多様化しており、特に消防用設備等及び危険物規制に係る性能規定の導入、防火対象物に係る違反処理の実施、危険物規制事務の複雑化、防火対象物定期点検報告制度の導入などにより、専門的で高度な知識及び技術を有する予防要員の確保及び配置が必要である。

このことから、予防業務の的確な遂行を図るため、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）第 3 2 条第 3 項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として、消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を認定し、適切に配置することを目的とする。

2 予防技術資格者の区分

区 分	資 格 者
防火査察専門員 立入検査、防火管理 又は違反処理等の防 火査察に関する業務 を担当する者	・ 予防技術検定のうち防火査察の区分に合格し、消防長により認定された消防職員 ・ 消防力の整備指針第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成 17 年消防庁告示第 1 3 号。以下「資格者告示」という。）附則第 4 項各号のいずれかに該当し、平成 23 年 3 月 31 日までに消防長により認定された消防職員
消防用設備等専門員 消防同意、消防用設 備等に関する業務を 担当する者	・ 予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格し、消防長により認定された消防職員 ・ 資格者告示附則第 4 項各号のいずれかに該当し、平成 23 年 3 月 31 日までに消防長により認定された消防職員

危険物専門員 危険物に関する業務 を担当する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防技術検定のうち危険物の区分に合格し、消防長により認定された消防職員 ・ 資格者告示附則第4項各号のいずれかに該当し、平成23年3月31日までに消防長により認定された消防職員
-------------------------------	---

3 予防技術資格者の申請及び認定

(1) 申請

予防技術検定試験に合格した職員で、火災予防業務に4年以上従事した経験年数を有する職員は、別記様式第1号により消防長に申請することができる。

(2) 認定

消防長は、上記申請をその都度受付け、別記様式第2号により認定するものとする。

(3) 認定期間

消防長により認定を受けた職員は、予防業務に従事しないこととなった時においても、その資格を失うことはない。

4 予防技術資格者の配置基準

予防技術資格者の配置基準は、次のとおりとする。

(1) 規制指導課

- ア 査察是正係 防火査察専門員 (1人以上)
- イ 設備係 消防用設備等専門員 (1人以上)
- ウ 危険物係 危険物専門員 (1人以上)

(2) 消防署予防課予防調査係

原則として、防火査察専門員、消防用設備等専門員及び危険物専門員
(各1人以上)

別記様式第1号

消 防 長 様			年 月 日
(申請者) 所 属 階 級 職員番号 氏 名			
印			
予 防 技 術 資 格 者 認 定 申 請 書			
合格区分			
合格年月日			
予 防 業 務 従 事 期 間			
所 属 名	開始年月日	終了年月日	年 数
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
通 算 年 数			年 月

予防技術資格者認定証

氏名

消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）に基づき予防技術資格者〔 専門員〕として認定する。

年 月 日

新潟市消防長